

農 第 2049-6 号
令 和 7 年 12 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸魚川市長 久保田 郁夫

市町村名 (市町村コード)	糸魚川市 (15216)
地域名 (地域内農業集落名)	根知地区 (根小屋、東中、上野、栗山、和泉、大工屋敷、上野山、上町屋、稻葉、下上保、中上保、西山、余所、杉之当、上横、山口、別所、大久保、梶山、山寺、大神堂、上沢、大所、山之坊、野口、東中、東峰、岡、瀬ノ田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域農業は、水稻栽培を中心とし、ほ場整備が進められており、中心経営体への集積を進めている。

- ・畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・共同機械の利用者が減り運営が厳しくなってきてている。
- ・パイプラインの老朽化が進んでおり、整備が必要である。
- ・地区外からの耕作者が増えており、用水等の管理体制が不安となっている。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も水稻栽培を続けるため、認定農業者等の担い手により、引き続き農地の集積・集約化を進めていく。
- ・担い手が不足している地区においては、新たな担い手の確保を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の保全を行っていく。また、用水作業等も含め農作業を耕作者以外でも共同で作業する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	190 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。
- ・地域計画の協議など、話し合いの場により、担い手農家への集積や団地化について検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域計画の見直しを定期的に行う。見直しにあたっては、集団化(集約化)の協議も実施し、協議が整った農地については、隨時目標地図を更新していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・担い手のニーズを踏まえた計画的な水路・農道の補修を進める。
- ・農業の生産効率向上のため、地区内外の担い手のニーズを踏まえた大型圃場の整備の必要性を検討していく。
- ・地域計画及び目標地図の策定、取り組みの過程を通して、地区の基盤整備について地域で話し合いを進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・市、えちご上越農業協同組合、土地改良区、農業共済組合等との連携を強化し、多様な経営体の確保育成に努める。
- ・農業に触れる機会を創出する。このため、有償ボランティア等の募集等を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・作業の効率化が期待できる農作業委託について活用の検討を進めていく。
- ・農業支援サービスを行う事業体の情報共有などをし、積極的に農作業委託を取り入れていく。
- ・特定の経営体が、無人ヘリコプターによる防除作業を請け負う。
- ・農業機械の共同化、作業委託などについて、今後増えていくものと思われる所以、地域での取り組みを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策として、電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。
- ③省力化技術の導入により、労働負担の軽減を図る。
- ⑦農業者以外(退職者等)との協力により、地域の農地を保全していく。
- ⑩市の内外を問わず、農業者以外との交流の場の創出を地域住民一体で取り組んでいく。